

金沢市内の飲食店への時短要請等

◎営業時間の短縮要請

5時～21時までの時短営業(7/26～8/22)

延長

◎酒類提供の自粛要請(7/31～8/22)

追加①

飲食店における酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)の自粛(終日)

※ただし、いしかわ新型コロナ対策認証店については、1グループ4人以内又は同居家族
のみの利用に限り、20時まで酒類の提供が可能

◎カラオケ設備の利用自粛要請(7/31～8/22)

追加②

飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、その利用を自粛(終日)

※上記の全ての要請に応じない場合は協力金を支給しない